

社会保障審議会 介護保険部会（第45回）	久保田委員 提出資料
平成25年6月6日	

## 社会保障審議会 介護保険部会（第45回）における経団連の意見

2013年6月6日  
一般社団法人 日本経済団体連合会  
専務理事 久保田 政一

### ○通所介護について

通所介護の請求事業所数（資料2スライド9）は、急速に増加しており、特に小規模型事業所の増加率が顕著に高くなっている。こうした中、既存・新規の全ての事業所が要介護度の維持改善に資するサービスを提供することが期待されており、政策的な対応によってサービスの質を担保することが求められる。

通所介護の報酬について（資料2スライド14）、要支援度・要介護度の維持改善に向けた種々の取り組みや成果を評価する加算が設けられている。事務局には、これらの加算の算定状況に関する資料を提出いただきたい。

### ○ケアマネジメントについて（資料2スライド106以降）

ケアマネジメントの機能強化には、ケアプランの質の向上が鍵となる。そのためには、利用者自身がケアプランの内容に問題意識を持ってもらうためにも、自己負担を求めていく必要があるのではないか。

### ○特別養護老人ホームについて

要介護度別の特養入所者の割合（資料3スライド6）では、平成23年度の新規入所者のうち、軽度者である要介護度1、2が11.8%にも及んでいる。また、特養入所者の所得状況（資料3スライド7）は、第4段階の所得の方が18%も入所していることを示している。

社会福祉法人は、公共性の高い福祉サービスを提供するとの本来の役割に沿って、特別養護老人ホームへの入所に要介護度や経済的事情に係る要件を設けることで、老人福祉に特化することが期待される。

## 前回（第44回）における経団連の意見

※前回、十分に発言できなかった部分について、改めて提出いたします。

### ○利用者負担の在り方について

- 介護給付費の増加が確実視される中であっては、高齢者を一律に弱者と捉えず、所得に応じて負担をしていただく必要がある。この観点から、利用者負担の在り方については、現行の1割負担から、平均的な所得のある方には、もう少し多めの負担をしていただくべきである。負担割合を引き上げるラインについては、資料4の14頁にあるモデル年金所得が、平均的収入に基づく厚生年金給付水準ということなので、参考になるのではないかと考える。
- 併せて、要介護度に応じた負担割合の見直しも重要である。要介護度の低い利用者には負担割合を高めるといったことが考えられる。

### ○補足給付について

- 補足給付について、資料4の27頁からは、一定以上の固定資産を有し、固定資産税を払っている方を把握できることがわかる。補足給付が本当に必要とされている人々にのみに給付されるよう、補足給付受給者の収入や資産をしっかりと把握する必要がある。

### ○総報酬割について

- 介護納付金の総報酬割については反対である。基本的に給付を受けることのない現役世代に重い負担を強いることについて、納得することはできない。

以 上